

# 山梨第 12 次労働災害防止計画

平成 25 年度～平成 29 年度

誰もが安心して健康に働くこと  
ができる社会を実現するために

平成 25 年 4 月

山 梨 労 働 局

## <目次>

1	計画のねらい	1
2	労働災害の動向と課題	1
	(1) 山梨県における労働災害の動向	1
	(2) 労働災害防止対策のための課題	2
	(3) 労働者の健康確保を巡る課題	2
3	計画の期間	4
4	計画の目標	4
5	重点施策	4
6	重点施策ごとの具体的取組	4
	(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	4
	ア 重点とする労働災害多発業種対策	4
	ア(1) 労働災害発生件数を減少させるための災害多発業種対策	
	ア(2) 重篤度が高い労働災害を減少させるための重点業種対策	
	イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策	8
	イ(1) メンタルヘルス対策	
	イ(2) 過重労働対策	
	イ(3) 職業性疾病対策等	
	イ(4) 受動喫煙防止対策	
	ウ その他業種横断的な取組	12
	ウ(1) リスクアセスメントの普及促進	
	ウ(2) 高年齢労働者対策	
	ウ(3) 非正規労働者対策	
	(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組	13
	ア 専門家と労働災害防止団体の活用	13
	ア(1) 安全衛生分野の専門家の育成と活用	
	ア(2) 労働災害防止団体の活動の活性化	
	イ 業界団体との連携	13
	ウ 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用	13

- (ア) 産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用
- (イ) 事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用

(3) 発注者、製造者等による取組	14
ア 発注者等による安全衛生への取組強化	14
(ア) 発注者等による安全衛生への取組強化	
(イ) 建設工事発注者に対する要請	
イ 製造段階での機械の安全対策の強化	14
(ア) 製造段階での機械の安全対策の強化	
(イ) 機械災害防止対策の推進	
(ウ) 機械の本質安全化の促進	
ウ 化学物質の危険有害性情報の適切な伝達・提供	15
(ア) 危険有害性情報の適切な伝達・提供	
(イ) 危険有害性情報の適切な把握とリスクアセスメントの実施の促進	
エ 荷主による取組の強化	15

## 7 統計資料

(1) 山梨第11次労働災害防止推進5か年計画の結果	16
(2) 業種別労働災害発生件数の推移（平成15年～24年）	17
(3) 山梨第12次労働災害防止計画の目標値	20

## 1 計画のねらい

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためにかける必要のあるコストについて正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていかなければならない。

この計画は、山梨県内の労働災害の大幅な減少と労働者の健康確保を図るため、国の定めた第12次労働災害防止計画に基づき、山梨労働局における労働災害防止対策を推進する方向を明らかにするものである。

なお、労働災害の長期的な減少傾向が鈍化している情勢下にある一方で、行政の減量、効率化が求められる中、限られた資源を最も合理的、効率的に配分し、労働災害防止対策を効果的なものとするため、重点対象や対策手法を絞り込み、重点として優先的に取り組む事項を明確化するとともに、具体的な数値目標を設定することができる重点対策については、重点対象ごとに目標を設定することとする。

さらに、行政による事業者に対する直接的指導だけで十分な効果を得ることは難しいため、専門家や労働災害防止団体などの外部資源の活用、発注者、製造者等の上流の段階での対策にも重点を置くこととする。

## 2 労働災害の動向と課題

### (1) 山梨県における労働災害（死傷災害：死亡災害及び休業災害（4日以上））の動向

山梨県における死傷災害の動向をみると、休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるものの、平成21年の688人を底としてその後2年連続して増加し、平成24年には再度減少に転じさせることができたものの第11次労働災害防止計画の目標には到達しない等、死傷災害の減少傾向は鈍化している状況にある。

死亡災害については、増減を繰り返しながら長期的には着実に減少し平成24年には7人と昭和33年以降の記録上で最も少なくなり第11次労働災害防止計画の減少目標を達成した。

死傷災害の発生状況を業種別にみると、構成比としては、過去10年の合計値で見て、製造業が約26%とトップを占め、次いで建設業18%、商業13%と続いている。

長期的な推移をみると建設業、製造業の順で大きく減少してきているものの、第三次産業に属する保健衛生業、商業、接客娯楽業の構成比率は増加している。

死亡災害では、建設業が40%、製造業が21%を占め重篤災害発生業種のトップは建設業となっている。

## (2) 労働災害防止対策のための課題

死傷災害発生件数や死亡災害の発生状況からすれば、依然として、製造業及び建設業における労働災害防止対策を推進することが必要であるが、労働災害の更なる減少のためには、第三次産業等のこれまで重点対象としてこなかった業種についても、災害防止対策を普及啓発していくことが必要と考えられる。

特に第三次産業においては、災害防止団体等が組織されていない業種であり、これまで災害防止に関する意識も薄いことが考えられることから、このような業種に対し災害防止対策を普及啓発するためには、行政からの指導により、個別の事業場又は業界団体による自主的な取組を促進させていくことが不可欠と考えられる。

一方で、行政需要が増大する中、行政の減量、効率化が求められており、限られた人員で効率的効果的な施策を推進するためには、行政の取組について選択と集中を進め、合理的な重点化を図るとともに、これまで以上に災害防止団体や業界団体等と連携・協働し、業界の自主的な取組による労働災害の防止活動を支援、促進していくことが必要である。また、民間企業の経営状況は厳しく、社内で専門的に安全衛生を担う十分な人材を育成することが難しくなる中、こうした企業からの求めに応じて安全衛生業務を担う専門機関の利用促進が重要となっていると考えられる。

さらに、労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業等は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種における発注者等に対する責任は限定的であるため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。

産業機械については、機械の包括的安全基準により、産業現場で使用される機械等の本質安全化に向けた取組を推進してきたが、労働安全衛生法の中で、労働者に機械設備を使わせる事業者の責任にとどまらず、機械の製造者等の機械設備の提供者に対しても、引き続き残留リスクに関する情報の提供を促進する必要がある。

さらに、雇用形態が多様な労働者が混在していたり、雇用関係のない納入業者等が入りするような場で労働災害を防止するためには、個々に事業者責任を規定する体系に加え、施設等の管理者による危険有害情報の提供が重要である。

## (3) 労働者の健康確保を巡る課題

精神障害や脳・心臓疾患による労災請求件数は高止まりしていること、労災支給決定されるものには少なからず死亡災害が含まれることから、引き続きメンタルヘルス対策

や過重労働対策に対して重点的取組が必要である。

メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが重要である。

また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

職業性疾病予防対策については、印刷業での胆管がんの集団発生を端緒に、化学物質管理及びこれによる健康障害防止対策の徹底が急務となっており、有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則や「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（以下「有機則等の関係法令及び指針」という。）等の遵守徹底が重要な課題となっている。

また、石綿のばく露による肺がん・中皮腫などの重篤な健康障害も発生しているところであることから、今後、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業の増加に伴い、当該作業におけるばく露及び建築物の天井等に吹き付けられた石綿等の損傷、劣化等による石綿ばく露が懸念され、石綿ばく露防止対策の徹底が必要である。さらに、これまで石綿にばく露した労働者の健康確保を推進する必要がある。

その他、業務上疾病の発生状況（平成 23 年発生）は、「腰痛」が 76%と大部分を占め、「化学物質による疾病」8%、「腱鞘炎」5%となっている。

このうち「腰痛」については、全国的にも社会福祉施設（介護事業場）において発生割合が高くなっている。また、熱中症は不休災害がほとんどであるが近年は夏季を中心に毎年 20 件近く発生し、作業環境に応じた対応を誤ると死亡等の重篤な結果となるので対策の強化が喫緊の課題となっている。

一般定期健康診断における有所見率を改善するためには、健康診断実施後の措置や保健指導等の実施が重要である。これら労働者の健康管理のための措置が確実に実施されるためには、低調である健康診断の結果についての医師等からの意見聴取の確実な実施が必要である。

労働衛生管理体制の確立は、50 人未満規模の小規模事業場における（安全）衛生推進者の選任等の自主的な労働衛生管理の促進が重要であり、衛生推進者による職務の励行と産業保健サービス機関の積極的な活用が重要である。

### 3 計画の期間

国の定めた第12次労働災害防止計画に倣い、平成25年度を初年度とし、平成29年度までの5年間とする。

### 4 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、さらに、「平成20年と比較して、平成32年（2020年）までに3割減の達成」との政府目標を踏まえ、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させること
- ② 平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者数を15%以上減少させること

### 5 重点施策

先に述べた労働災害の動向と課題、安全衛生施策の方向性等を踏まえ、以下の3つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組
- (3) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組

### 6 重点施策ごとの具体的取組

#### (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害は構成比率が減少し、第三次産業の構成比率が増加している。しかしながら、重篤な災害は依然として建設業や製造業で多発している。

業務上疾病発生状況では、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、過重労働による脳心臓疾患の発症やメンタルヘルス不調などの新たな課題が重要となっており重点とすべき対策の見直しが必要となっている。

今後5年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

#### ア 重点とする労働災害多発業種対策

##### (ア) 労働災害発生件数を減少させるための災害多発業種対策

(数値目標)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第三次産業全体で休業4日以上の死傷災害を15%以上減少させる。</li><li>○ 陸上貨物運送事業の休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させる。</li><li>○ 食料品製造業の休業4日以上の死傷者数を15%以上減少させる。</li></ul> |
|---|

(講ずべき対策)

【ポイント】

- 1 小売業、卸売業、保健衛生業及び接客娯楽業に対する集中的取組
- 2 荷主対策の実施等による荷役作業による労働災害防止対策の推進
- 3 食品加工用機械災害の防止対策の推進

① 第三次産業対策（主に小売業、卸売業、保健衛生業、接客娯楽業）

第三次産業については、平成 23 年度から労働災害防止対策を計画的に推進しているところであるが、引き続き特に労働災害発生件数の多い小売業及び卸売業（以下「小売業等」という。）、社会福祉施設（保健衛生業）並びに飲食店・旅館業（接客娯楽業）に重点的に取り組む。

a 小売業等に対する集中的取組

(a) 安全衛生意識の定着

小売業等については、事業所数が多いため、集団的手法等による安全衛生意識の定着を図る。

(b) 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

小売業等労働災害のうち、事故の型別で全体の約 25%と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられている。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

(c) バックヤードを中心とした作業場の安全化

小売業等では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。

b 社会福祉施設に対する集中的取組

(a) 社会福祉施設の災害は増加していることから、災害防止に係る取組の一層の推進を図る。

(b) 社会福祉施設に対して、で県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4S（整理、整頓、清掃、清潔。以下同じ。）の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。また、労働安全・労働衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。



(c) 事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

c 飲食店・旅館業に対する集中的取組

飲食店及び旅館業では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数を占めているため、これらの事故の型による災害防止を重点とした、労働災害防止活動の好取組事例、安全衛生対策マニュアル等を作成し事業場に対する指導等に活用する。

d 荷主対策

荷主となる場合が想定される事業場も多く含まれているため、それらの事業場に対しては、荷役作業における荷主の配慮についても併せて指導する。

② 陸上貨物運送事業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

陸上貨物運送事業の労働災害の6割以上が荷役作業時に発生しているため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携して「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を周知・普及する。

b トラック運転手に対する安全衛生教育の強化

荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成支援等に取り組む。

c 荷主による取組の強化

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担を今後策定される予定のモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。なお、着荷主が発荷主にとっての顧客であり陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない場合には、荷卸し時の役割分担や実施事項を、発荷主が着荷主と事前に調整することが適当であるため、こうした点にも留意しながら対策を進める。

③ 食料品製造業対策

労働災害が長期的に減少する製造業の中にあって、食料品製造業は増加傾向を示し製造業における構成比率は増加し続けている。多発している食品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害、転倒等の作業行動災害の抑制対策を推進する。

(1) 重篤度が高い労働災害を減少させるための重点業種対策

(数値目標)

○ 建設業及び製造業の休業4日以上の死傷者数を15%以上減少させる。

(講ずべき対策)

【ポイント】

- 1 製造業に対する機械災害防止対策の推進
- 2 建設業に対する墜落・転落災害防止対策の推進
- 3 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

① 製造業対策

a 機械災害防止対策の推進

死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

b 労働災害防止団体と連携した取組

団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の維持・確保が課題となっており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、災害防止関係団体等の活動と連携した取組を推進する。

② 建設業対策

a 墜落・転落災害防止対策

(a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

墜落、転落災害は約4割を占めるため、特に足場からの墜落・転落災害防止対策を推進する。

(b) 足場先行工法、手すり先行工法の普及

建設工事の足場の組立・解体作業における手すり先行工法、足場先行工法の普及を図る。

(c) ハーネス型の安全帯の普及

一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、本省指示を踏まえ、墜落時に衝撃が少ないハーネス型の安全帯を普及させる。

b 建設工事の増加等による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

(a) 建設工事発注者に対する要請

建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。

特に、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

(b) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

c 解体工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

(a) 石綿ばく露防止対策

石綿含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続き石綿のばく露や飛散の防止を徹底するとともに、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、石綿除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

(b) 解体工事の安全対策

老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策に係るガイドラインが策定された際には、それらの周知・徹底を図る。

d 自然災害の復旧・復興工事対策

近年、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(ア) メンタルヘルス対策

(目標)

○ 中小規模事業場へのメンタルヘルス対策の更なる取組の促進

(講ずべき対策)

【ポイント】

- 1 山梨労働局メンタルヘルス対策推進計画の策定と推進
- 2 事業場の実態把握のための調査
- 3 事業場外資源（メンタルヘルス対策支援センター等）の利用促進
- 4 地方公共団体との連携

a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自身によるセルフケアが重要であり、併せて日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることも重要である。このため、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。

メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組事例等について、ポ

ータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

職場環境の改善・快適化を進めることにより、メンタルヘルス不調を予防するという観点から、引き続き心の健康問題に係る事業場の実態把握の推進を図る。

b ストレスへの気づきと対応の促進

労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

c 取組方策の分からない事業場への支援

職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取組方法が分からない事業場も相当程度あるものと予想されることから、事業場内メンタルヘルス対策推進担当者の選任及び育成を推進し、メンタルヘルス対策支援事業等の事業場外資源の利用促進を図る。特に小規模事業場に対する支援の強化を図る。

d 職場復帰対策の促進

事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、メンタルヘルス対策支援事業等を通じて、職場復帰支援の事例等の周知を図る。また、比較的精神障害の発生割合が高い業種に対し、職場復帰プログラムの作成を促進する。

e 地方公共団体との連携

山梨県の主催する地域・職域保健連携協議会等を通じ、「健やか山梨21」で県が推進するメンタルヘルス対策等と連携する。

(1) 過重労働対策

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理の徹底を図り、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

事業者による健康管理の質の向上のため、適切な一般定期健康診断実施後の事後措置に係る知識を普及し、その実施の徹底を図る。

小規模事業場に対し、地域産業保健センターの利用促進を図り、長時間労働者に対する医師による面接指導の徹底を図る。

また、労災二次健診給付の利用促進を図る。

b 働き方・休み方の見直しの推進

不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。

恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働

時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

(ウ) 職業性疾病対策等

① 化学物質による健康障害防止対策

a 計画的な施策の推進

労働衛生対策を推進するには、対象事業場を的確に把握することが重要であることから、規制対象である化学物質等を使用する事業場について、通信調査等により計画的に把握する。

b 危険有害性情報の適切な伝達・提供

危険又は有害な化学物質を取り扱う事業者においてリスクアセスメント等による自主的な化学物質管理に資するため、化学物質の譲渡提供元である事業者に対し、危険有害な化学物質を譲渡提供する際の危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の徹底を図る。

c 危険有害性情報の適切な把握とリスクアセスメントの実施の促進

化学物質を取り扱う事業場に対し、危険有害性情報の収集及び収集した情報に基づく自主的な安全衛生管理の促進を図る。

規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。

d リスクに応じた適切なばく露防止対策の促進

有機則等の関係法令及び指針に基づくばく露措置の徹底を図る。

特別則による規制のない化学物質について、リスクアセスメントに基づき、危険性若しくは有害性が高い化学物質等の使用の中止又は危険性若しくは有害性のより低い物への代替などのリスク低減措置の検討及び実施の促進を図る。

e 作業環境管理の徹底と改善

有機則等の関係法令及び指針に基づく作業環境の測定及び評価の実施について、徹底を図る。

リスクに基づく合理的な化学物質管理の一環として、発散抑制措置の性能要件化の普及を図る。

局所排気装置等については、各指針に基づいた適正な定期自主点検の実施について、徹底を図る。

f 健康診断及び事後措置の徹底

県内の特殊健康診断実施機関に有機則等の関係法令及び指針に基づく健康診断等を周知し、実施の徹底を図る。

小規模事業場に対する地域産業保健センターの利用促進を図りつつ、特殊健康診断実施後の措置の実施について徹底を図る。

## ② 石綿による健康障害防止対策

### a 地方公共団体との連携による対象事業場の把握

石綿ばく露防止対策を推進するには、対象事業場を的確に把握することが重要であることから、地方公共団体との連携を密にし対象事業場の把握に務める。

### b 石綿ばく露防止対策の推進

アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

### c 健康診断及び事後措置の徹底並びに健康管理手帳の的確な運用

石綿健康診断の実施と事後措置の徹底を図る。また、離職後の健康管理を促進するため健康管理手帳制度の的確な運用を図る。

## ③ 腰痛予防対策

### a 腰痛予防教育の強化

特に腰痛の発生割合が高い社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業、旅館業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

### b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）

社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断及び事後措置の普及・徹底を図る。また、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等の普及促進のため、労働安全・労働衛生コンサルタント等の専門家の活用を図る。

事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようになるための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

## ④ 熱中症予防対策

### a WBGT値の活用による対策の推進

身体作業強度等の応じたWBGT基準値を超えることが予想される作業におけるWBGT値（暑さ指数）の測定とその評価による作業環境管理及び作業管理の実施について、徹底を図る。

### b 適切な健康管理の実施

定期健康診断項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関連した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていることから、その実施と事後措置の徹底を図る。

(I) 受動喫煙防止対策

a 受動喫煙防止対策の普及・啓発

受動喫煙の健康への有害性に関する理解の促進を図る。

完全禁煙を基本としつつ、困難な事業者に対しては財政的支援等の利用促進を図り、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

b 受動喫煙防止対策の強化

職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

ウ その他業種横断的な取組

(ア) リスクアセスメントの普及促進については、山梨労働局リスクアセスメント等推進計画により対策の促進を図る。

(イ) 高年齢労働者対策

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

(a) 高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高年齢労働者数の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加しているため、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。

(b) 高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、教育を行うとともに広報により注意喚起を行う。

b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

(a) 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。

(b) 体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。

(c) 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

(ロ) 非正規労働者対策

a 非正規労働者に関する安全衛生活動の推進

パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇入れ時教育や健康診断の実施などの安全衛生活動の推進を図る。

b 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

ア 専門家と労働災害防止団体の活用

(ア) 安全衛生分野の専門家の育成と活用

安全衛生分野の専門家である労働安全・労働衛生コンサルタントの利用を普及・促進する等、専門家の知識やノウハウを活用するとともに、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。

(イ) 労働災害防止団体の活動の活性化

a 労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、自主的安全衛生の活性化を促進させ、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

b 団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある事業場でも安全衛生体制の弱体化が懸念されており、特に小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、労働災害防止団体の活動を支援する。

c 労働災害防止団体が、労働災害防止団体法の精神に則り、以下の活動を実施することを奨励する。

(a) 所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。

(b) 事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、所管する業種ごとに様々な技術上のガイドラインを策定し、安全管理士、衛生管理士などを活用して運用すること。

イ 業界団体との連携

安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。

ウ 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

(ア) 産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用

メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動に関わる産業医や衛生管理者等の産業保健専門職に対し、必要な知識を普及促進し、質の向上を図る。

労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、地域産業



保健センター等の援助を充実することにより、小規模事業場の産業保健活動を促進する。

(1) 事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用

企業の安全衛生管理責任を側面支援する外部専門機関が設置された際には、その利用を促進し、事業者が自らの事業者としての責任を果たす上で、外部専門機関を利用しやすい環境の整備を図る。

(3) 発注者、製造者等による取組

事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上流の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

ア 発注者等による安全衛生への取組強化

(ア) 発注者等による安全衛生への取組強化

外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。

(1) 建設工事発注者に対する要請（再掲）

a 建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。

b 特に、石綿を含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のために石綿のばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

イ 製造段階での機械の安全対策の強化

(ア) 製造段階での機械の安全対策の強化

製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生しているため、機械設備の本質安全化を推進する。

(1) 機械災害防止対策の推進

機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

(2) 機械の本質安全化の促進

機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、労働現場で使用されるあらゆる機械設備について、本省指示を踏まえ、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化する。

ウ 化学物質の危険有害性情報の適切な伝達・提供

(7) 危険有害性情報の適切な伝達・提供（再掲）

危険又は有害な化学物質を取り扱う事業者においてリスクアセスメント等による自主的な化学物質管理に資するため、化学物質の譲渡提供元である事業者に対し、危険有害な化学物質を譲渡提供する際の危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の徹底を図る。

(1) 危険有害性情報の適切な把握とリスクアセスメントの実施の促進（再掲）

化学物質を取り扱う事業場に対し、危険有害性情報の収集及び収集した情報に基づく自主的な安全衛生管理の促進を図る。

エ 荷主による取組の強化（再掲）

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担を今後策定される予定のモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

7 統計資料

(1) 第11次労働災害防止推進5カ年計画の推進結果

山梨労働局

死傷災害件数

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成19年	→	平成24年	減少率
		全産業	計画		779	755	731	707	682	803	⇨
	実績	803	869	688	716	762	704				
製造業	計画		208	202	195	189	183	215	⇨	190	11.6%
	実績	215	236	171	170	213	190				
建設業	計画		133	129	125	121	117	138	⇨	116	15.9%
	実績	138	142	95	120	107	116				
陸上貨物運送業	計画		63	61	59	57	55	65	⇨	66	-1.5%
	実績	65	66	52	49	54	66				
林業	計画		24	23	22	21	21	25	⇨	27	-8.0%
	実績	25	20	32	16	29	27				
第三次産業	計画		331	321	311	301	291	342	⇨	287	16.1%
	実績	342	374	323	342	342	287				

平成24年において、平成19年と比較して15%以上減少させること。  
 ※平成19年 803人死傷 → 平成24年 682人以下に！

死亡件数

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成19年	→	平成24年	減少率
		全産業	計画		9	9	8	8	8	10	⇨
	実績	10	15	9	14	12	7				

平成24年において、平成19年と比較して20%以上減少させること。  
 ※平成19年 10人死亡 → 平成24年 8人以下に！

※「全産業」は、製造業等5業種のほか、土石採取業、貨物取扱業などを含む。

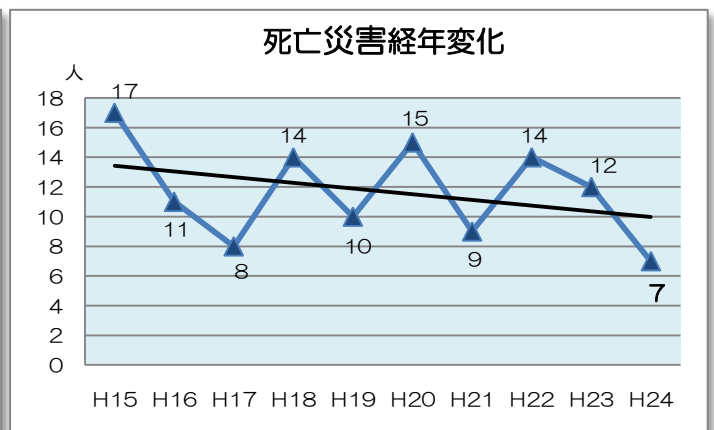
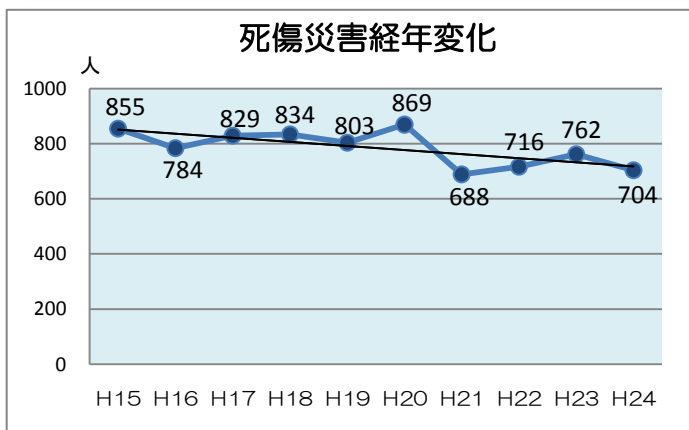
(2) 業種別労働災害発生件数の推移 (平成15年~24年)

(山梨労働局)

死傷災害	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計件数	構成比
製造業	223	215	218	249	214	236	171	170	213	190	2099	26.8%
鉱業	7	6	7	3	6	4	2	4	4	3	46	0.6%
建設業	188	159	141	160	138	142	95	120	107	116	1366	17.4%
運輸交通業	75	91	74	65	69	76	59	55	58	71	693	8.8%
貨物取扱業	3	2			3	3					11	0.1%
農林業	47	34	27	31	29	31	38	23	37	35	332	4.2%
畜産・水産業	1	1		2	1	3		2	1	2	13	0.2%
商業	99	77	115	97	102	105	93	92	92	80	952	12.1%
金融・広告業	9	16	14	10	13	14	6	5	13	8	108	1.4%
映画・演劇業					1			1			2	0.0%
通信業	1		37	35	31	33	22	35	33	17	244	3.1%
教育・研究業	6	2	3	4	2	1	4	3	2	6	33	0.4%
保健衛生業	44	33	41	46	52	56	56	50	64	65	507	6.5%
接客娯楽業	79	94	90	72	77	79	87	80	75	63	796	10.1%
清掃・と畜業	39	29	24	23	28	45	21	33	30	29	301	3.8%
官公署	1		2					2	1	1	6	0.1%
その他の事業	33	25	36	37	37	41	34	41	32	18	334	4.3%
各年総件数	855	784	829	834	803	869	688	716	762	704	7844	100.0%

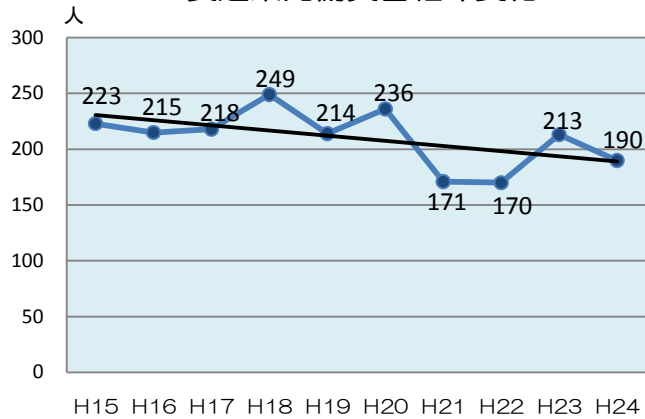
死亡災害	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計件数	構成比
製造業	2	2	1	2	2	5	2	2	4	0	22	18.8%
鉱業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.9%
建設業	7	6	1	5	6	7	3	6	3	3	47	40.2%
運輸交通業	1	1	0	1	1	1	1	3	0	1	10	8.5%
貨物取扱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
農林業	2	0	1	1	0	0	0	0	1	2	7	6.0%
畜産・水産業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.9%
商業	2	0	2	2	0	0	2	1	2	0	11	9.4%
金融・広告業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.9%
映画・演劇業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.9%
教育・研究業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
保健衛生業	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1.7%
接客娯楽業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.9%
清掃・と畜業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.7%
官公署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他の事業	1	1	1	2	1	1	1	1	2	0	11	9.4%
各年総件数	17	11	8	14	10	15	9	14	12	7	117	100.0%

① 全産業では、死傷災害、死亡災害ともに減少傾向を示している。

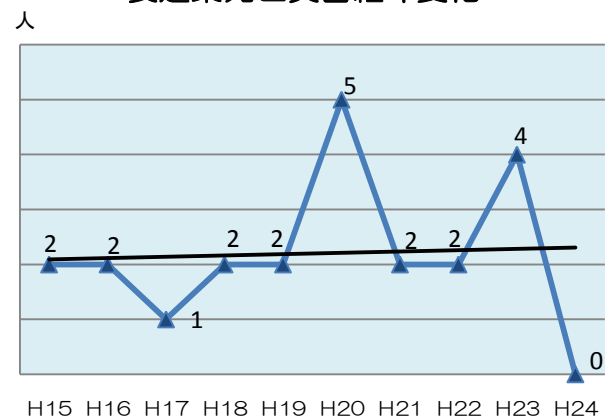


② 製造業は、死傷災害で全産業の26.8%、死亡災害で18.8%を占める災害多発業種である。経年的には、死傷災害は減少傾向、死亡災害は増減を繰り返していたが、平成24年は0となった。

製造業死傷災害経年変化

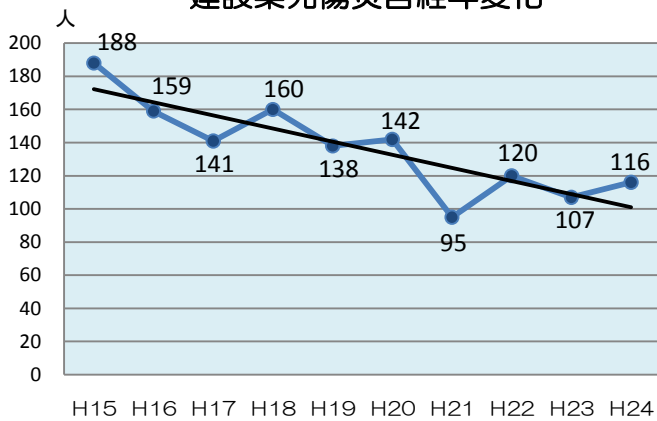


製造業死亡災害経年変化



③ 建設業は、死傷災害で全産業の17.4%、死亡災害で40.2%を占める重篤災害多発業種である。経年的には、死傷災害、死亡災害ともに減少している。

建設業死傷災害経年変化

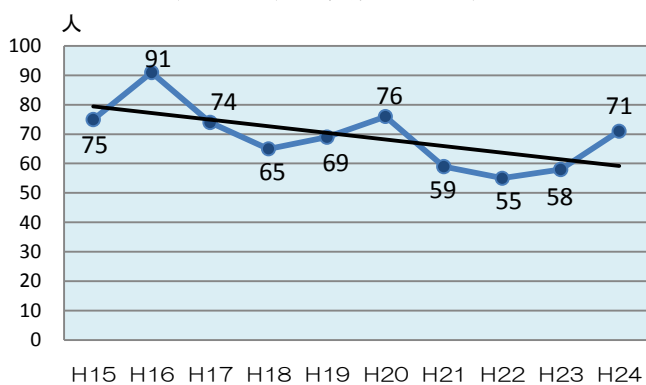


建設業死亡災害経年変化

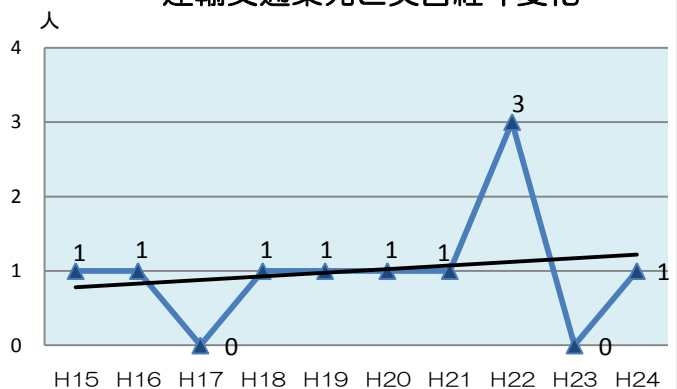


④ 運輸交通業は、死傷災害で全産業の8.8%、死亡災害で8.5%を占める（全国よりは少ない）。

運輸交通業死傷災害経年変化

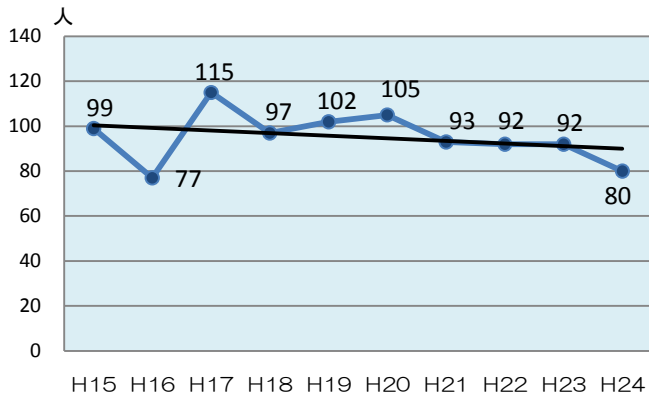


運輸交通業死亡災害経年変化

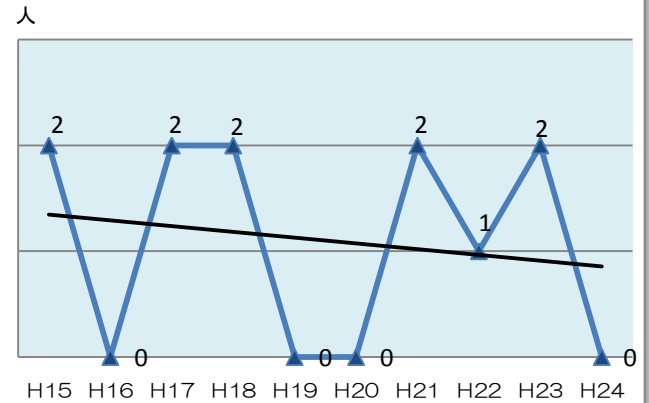


⑤ 商業は、死傷災害で全産業の12.1%、死亡災害でも9.4%を占めている。労働者数は多数で発生率は低いが災害件数が多い。経年的には、死傷災害は減少傾向、死亡災害は減少傾向を示している。

商業死傷災害経年変化

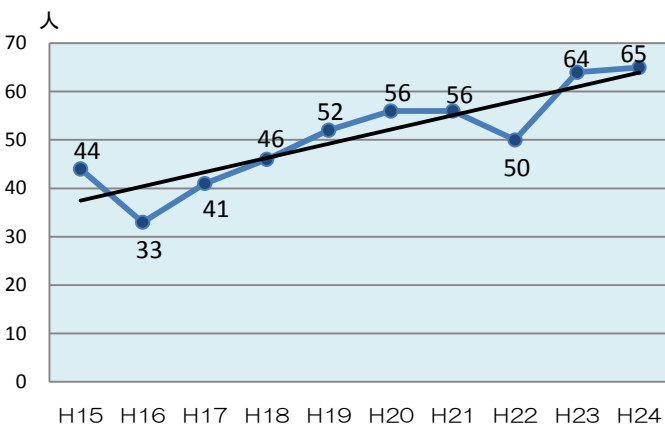


商業死亡災害経年変化

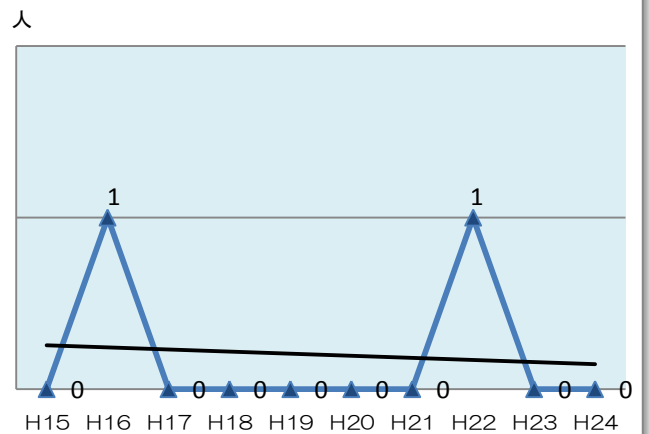


⑥ 保健衛生業は、死傷災害で全産業の6.5%と構成比は低いが、近年、急増傾向である。

保健衛生業死傷災害経年変化

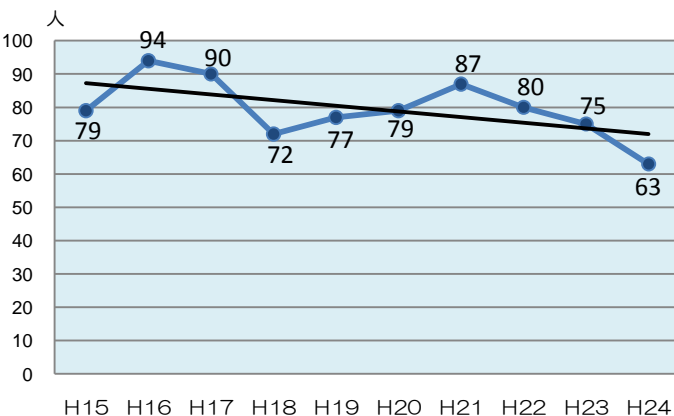


保健衛生業死亡災害経年変化

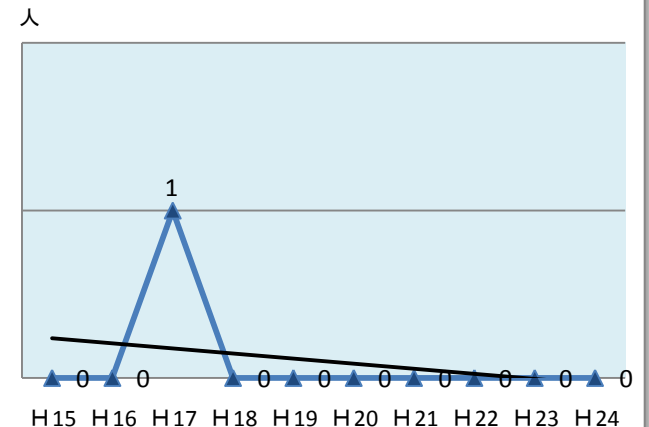


⑦ 接客娯楽業は、死傷災害で全産業の10.1%で商業同様に労働者数は多数で発生率は低いが災害件数が多い。経年的には、死傷災害は減少傾向を示している。

接客娯楽業死傷災害経年変化



接客娯楽業死亡災害経年変化



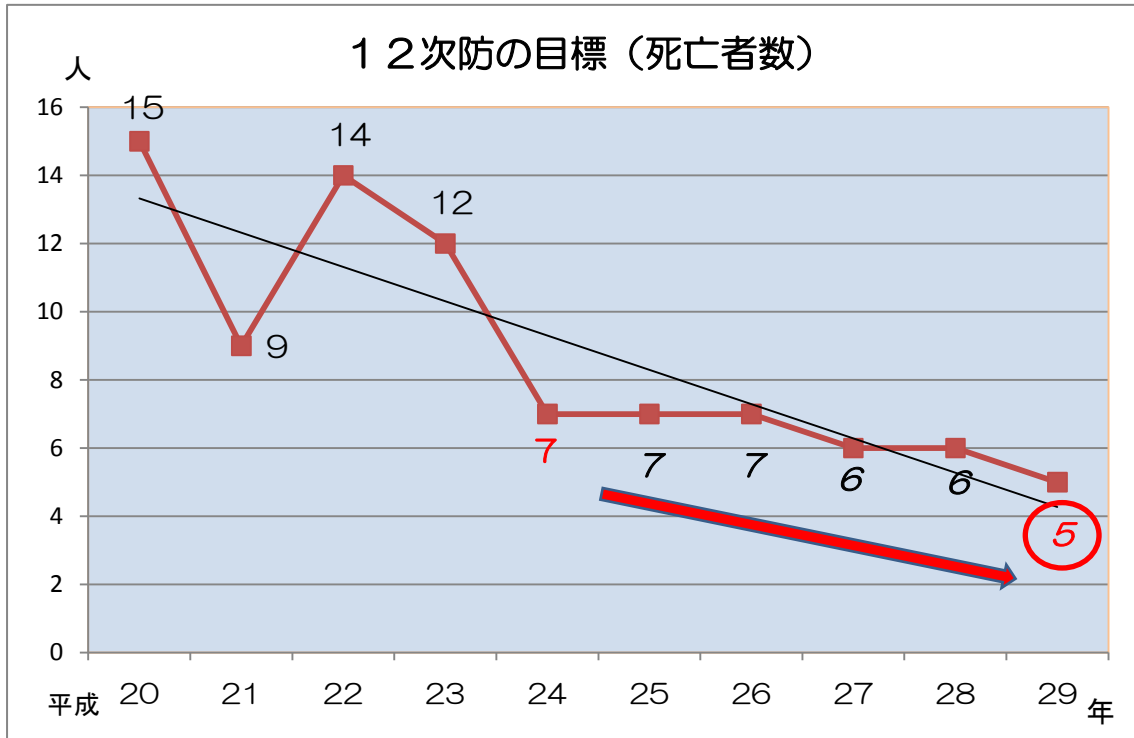
### (3) 山梨第12次労働災害防止計画の目標値

#### ① 死亡災害の減少目標

全産業：災害減少を15%以上（24年比）

年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
死亡者数	15	9	14	12	7	7	7	6	6	5

(確定値)

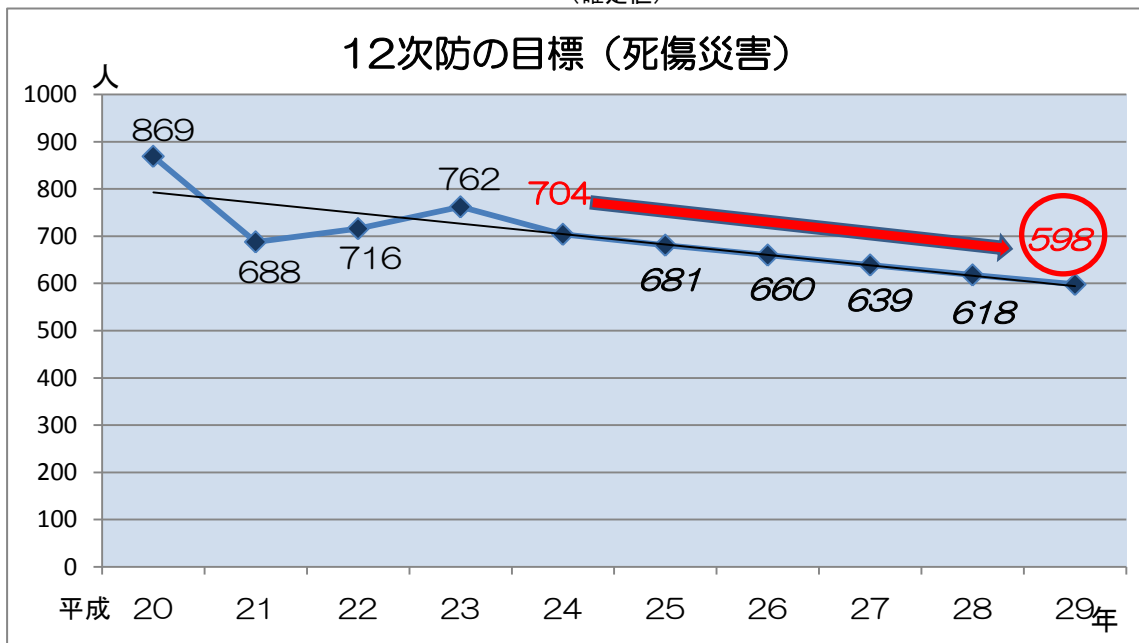


#### ② 死傷災害の減少目標（休業4日以上）

全産業：災害減少を15%以上（24年比）

年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
死傷件数	869	688	716	762	704	681	660	639	618	598

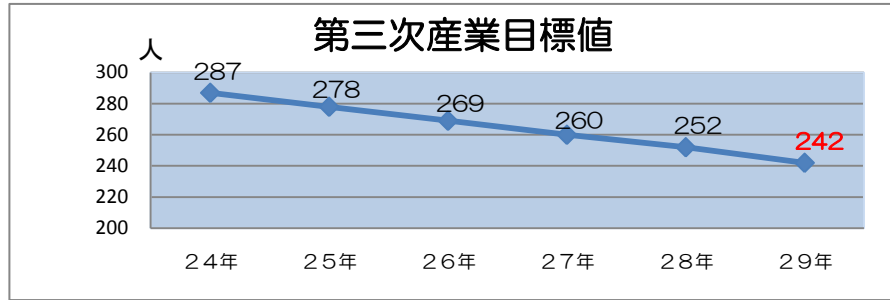
(確定値)



③ 労働災害多発業種に対する死傷災害の減少目標（休業4日以上）

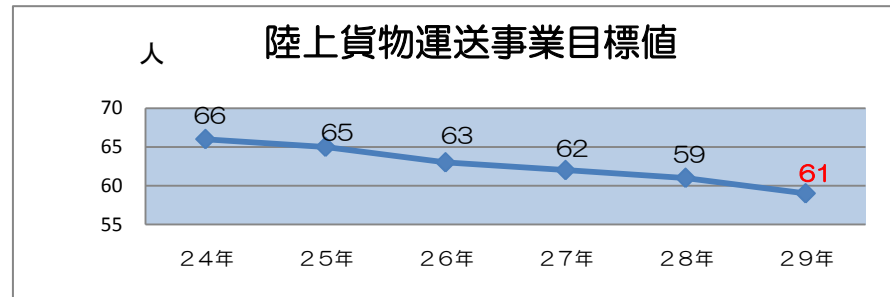
○第三次産業全体：災害減少を15%以上（24年比）

	確定値	目標値
24年	287	287
25年		278
26年		269
27年		260
28年		252
29年		242



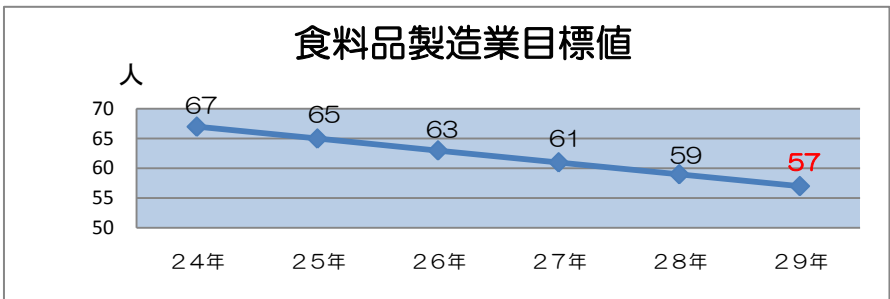
○陸上貨物運送事業：災害減少を10%以上（24年比）

	確定値	目標値
24年	66	66
25年		65
26年		63
27年		62
28年		61
29年		59



○食料品製造業：災害減少を15%以上（24年比）

	確定値	目標値
24年	67	67
25年		65
26年		63
27年		61
28年		59
29年		57



④ 重篤災害が高い労働災害発生業種に対する死傷災害の減少目標（休業4日以上）

○建設業

	確定値	目標値
24年	116	116
25年		112
26年		109
27年		105
28年		102
29年		98

○製造業

	確定値	目標値
24年	190	190
25年		184
26年		178
27年		172
28年		167
29年		161

